

「経済的支援に関する検討会」中間とりまとめ叩き台に対する高橋構成員意見

第2 提言（案）

6 併せて検討することとされているもの

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

公費による弁護士選任（被害直後から） 損害賠償費用の補償

本来であれば、民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない。しかし、
犯罪の加害者は無資力の者が多く、被害者は十分な賠償を受けられないため、弁護士費用まで加害者に負担させることは困難な場合が多い。そのため、犯罪被害者が依頼する弁護士の費用を検討する必要がある。

また、日本司法支援センターにおいては、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助事業により、無料の法律相談や加害者に対する損害賠償請求に当たっての弁護士費用の立替え等の支援を行っているが、回収が不能なことが多いため、適用されない場合もある。

（加筆理由）そもそも犯罪被害者が経済的支援を必要とするのは、犯罪によって生活が苦しくなるからで、本来の加害者賠償を実現させるための費用を捻出することが困難な場合が多い。よしんば損害賠償勝訴が得られても、加害者から賠償金すら十分に得られないのに、弁護士費用まで支払われることは期待できない。従って、同様の理由で、日本司法支援センターから立替支援を受けられない場合もある。

刑事の面については、警察・検察において、犯罪被害者等に対し十分に基本的な質問・相談に応ずることができ、より一層配慮すべきであるが、警察や検察への対応についての相談も多く、警察や検察あるいは支援者による支援だけでは不足な場合も少なくない。~~それでは足りず弁護士による対応が不可欠なニーズがどれほどあるか自体が不明であって、被害直後から公費によって弁護士を選任することに国民の理解は得られない。~~

また、（財）法律扶助協会（平成19年3月31日解散）が行っていた、犯罪被害者等に対する刑事事件に関する法律相談、告訴告発の代理、示

談交渉に対する対応、刑事裁判や少年事件審理への意見書の作成、証人尋問への付添い等の援助事業（犯罪被害者等法律援助事業）など、民事法律扶助事業の対象とならない者や手続に関する事業（自主事業）について、日本弁護士連合会がこれら事業の実施主体となった上、総合法律支援法に基づき、これを日本司法支援センターに委託することとされたところであるが、これは日本財団の拠出金によるものであり、国がおこなう場合には廃止を予定していたものであるため、日本司法支援センターが事業主体となる平成19年10月以降も継続可能であるかどうかについては、不明である。

なお、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策も検討されている。

このような流動的な状況であるため、弁護士費用を援助することについては、いましばらく周囲の状況を見据えつつ、検討を継続する。

（加筆理由）日本司法支援センターが、どこまで犯罪被害者の支援となるこれまでの機能を引き継ぐのか、不明である。
国の援助によるサービスとして、これまで通りにできないとするのであれば、弁護士費用をどうするか検討する必要がある。

新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任（公的弁護人制度）

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に関連した法案が国会に提出されている。

・「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」に伴う公費による弁護士選任については、関連法案の国会審議状況等を注視しつつ、~~検察官及び公的弁護人とで二重の公費負担がなされるという観点や参加制度がない被害者との不均衡などの問題点を勘案しながら、制度導入に関する~~△に向けた検討を行うべきである。

・「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、同様、基本的に民事に係る問題であり、基本的に民事法律扶助の枠組みの中で対応すべきであるが、それによって賄いきれない点の有無等について、今後の検討課題とすべきである。